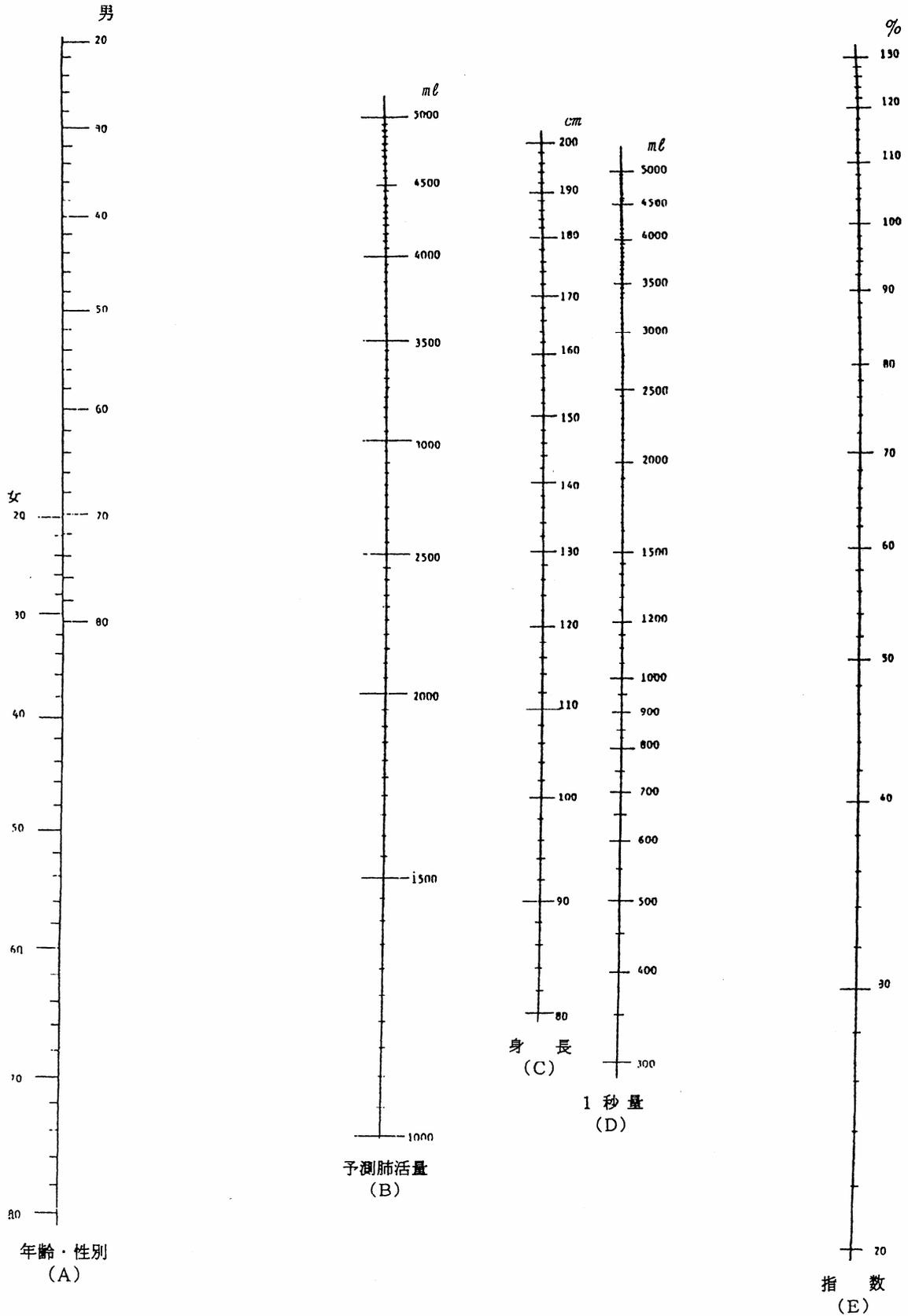


身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

氏名	明治・大正 昭和・平成	年	月	日生（ ）歳	男・女
住所					
① 障害名（部位も明記）					
② 原因となった 疾病・外傷名					
交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他（ ）					
③ 疾病・外傷発生日					
明治・大正 昭和・平成					
年 月 日 ・場所					
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定）昭和・平成 年 月 日					
⑤ 総合所見					
〔将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月〕					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科名 科 医師氏名 ㊞					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に					
・該当する。（ 級相当）					
・該当しない。					
注意					
1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。					
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。					
3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。					

ノモグラム



ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から(B)上に Baldwin の予測式による予測肺活量が得られる。
(B)と(D)から(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)から(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)から(E)上に通常の1秒率が得られる。